

○近江八幡市広告入り健康ガイドブックの協働発行に関する取扱要綱

令和7年6月30日

告示第195—1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康ガイドブックの発行について、近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第55号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康ガイドブック 近江八幡市の健診（検診）、予防接種、乳幼児健診、母子保健サービス等の情報提供を目的とした冊子であって、広告が掲載されたものをいう。
- (2) 作成 健康ガイドブック（掲載する広告を含む。）のデザインの立案から印刷及び製本までの一連の作業をいう。
- (3) 広告主 健康ガイドブックに広告を掲載しようとする者をいう。
- (4) 協働発行业者 広告主の募集及び作成を行い、市に健康ガイドブックを納入する者をいう。

(協働発行の実施方法)

第3条 協働発行は、協働発行业者が掲載広告により得られる広告収入により健康ガイドブックの作成を行い、市が協働発行业者から無償で当該健康ガイドブックの提供を受けることにより実施する。

(配布の範囲)

第4条 市長は、提供を受けた健康ガイドブックを、原則として市内の全世帯に無料で配布するとともに、近江八幡市役所、安土町総合支所その他市長が適当と認める市内の施設等において配布する。

(配布期間)

第5条 健康ガイドブックの配布期間は、別に定める近江八幡市健康ガイドブック協

働発行事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、配布期間を変更することができる。

（作成の留意事項）

第6条 協働発行事業者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の内容を推奨している等の誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

- 2 協働発行事業者は、市の業務内容等を健康ガイドブックに掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

- 3 協働発行事業者は、健康ガイドブックの作成に当たっては、記載する広告の内容、色、形状等の仕様について、あらかじめ市長と協議し、承認を受けなければならない。

- 4 協働発行事業者は、健康ガイドブックの数量並びに納品の時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

（健康ガイドブックの仕様）

第7条 健康ガイドブックの仕様は、募集要項で定める。

（広告主の優先順位）

第8条 協働発行事業者は、次に掲げる広告主による広告を優先して掲載するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの

（広告内容）

第9条 健康ガイドブックに掲載できる広告は、実施要綱第3条及び別に定める近江八幡市広告事業掲載基準に規定する要件を満たすものであって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(4) 暴力団その他の非合法組織若しくはそれらの関連企業又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) その他市長が適当でないと認めるもの
(募集及び応募方法)

第10条 市長は、協働発行事業者を市のホームページにおいて公募するものとする。

2 市長は、前項の規定による公募を行おうとするときは、その募集の期間、応募方法その他必要な事項について募集要項で定めるものとする。

(審査及び決定)

第11条 市長は、前条に規定する公募に対する応募があったときは、次条に定める

近江八幡市広告入り健康ガイドブック選定審査会（以下「選定審査会」という。）

の審査により総合的に判断し、協働発行事業者を決定する。

(選定審査会)

第12条 前条の審査及び決定のため、選定審査会を設置する。

2 選定審査会は、子ども健康部長、健康推進所管課長、子育て支援所管課長、児童発達支援所管課長及び高齢者施策所管課長をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、子ども健康部長をもってこれに充てる。

4 選定委員会の審査、運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

(協定の締結)

第13条 市長は、第11条の規定により協働発行事業者を決定したときは、健康ガ

イドブックの発行に関し当該協働発行事業者との間で契約書又は協定書を取り交わさなければならない。

2 協定の締結に要する費用は、協働発行事業者が負担するものとする。

(発行の取りやめ)

第14条 協働発行事業者は、健康ガイドブックの発行を取りやめようとするときは、市長にその理由を明らかにして届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、発行に要した費用は、協働発行事業者が負担するものとする。

(苦情処理等)

第15条 協働発行事業者は、健康ガイドブックの行政情報以外の内容に関する苦情
その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかな解決
に努めなければならない。

2 協働発行事業者は、健康ガイドブックに広告を掲載した者及び広告内容に問題が
生じた場合は、速やかに文書により市に報告するとともに、健康ガイドブックを可
能な限り回収し、代替の健康ガイドブックを市に提供しなければならない。

(中止)

第16条 市長は、納入された健康ガイドブックを市民等に配布することが不適切と
認めたときは、配布を中止することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、健康ガイドブックの発行に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。